

## 特定処遇改善「見える化」要件

介護職員の処遇改善につきましては平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

A: 現行の介護職員処遇改善加算(I)から(III)を取得していること

B: 介護職員処遇改善加算の職場環境など要件に関し、複数の取組を行っていること

C: 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること

C:の見える化要件とは、①令和 2 年度の算定要件で、②介護サービス情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取組み内容を公表しているところです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的取組(賃金改善以外)につきまして、以下のとおり公表致します。

	職場環境要件	当法人としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容の現状に合わせて、必要なテーマを設定し、職場内研修を行い職員全体の資質の向上を図っている</li> <li>・ 職場外研修に参加する機会を設け、習得した知識や技術は職場内へのフィードバックを行っている</li> </ul>
労働環境 処遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日 1 回は各事業所内でミーティングを行い、利用児童の状況や支援内容の確認、改善など職員間で行う</li> </ul>
その他	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故や災害などの危機管理マニュアルを整備し、毎年読み合わせを行っています。</li> </ul>

	5S活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	・安全で安心して活動できるよう、活動前後に環境整備を行い、改善が必要な場合は早期な対応を心がけています。

2023年3月31日

特定非営利活動法人ふるーる